

定 款

特定非営利活動法人

岡山県セーリング連盟

定款目次

記載項目	頁	記載項目	頁
第1章 総則		第6章 理事会	
名称	3	構成	8
事務所	3	権能	8
加盟団体	3	開催	9
第2章 目的及び事業		招集	9
目的	3	議長	9
事業	3	定足数	9
第3章 会員	4	議決	9
種別	4	表決権等	9
入会	4	議事録	9
入会金及び会費	4	第7章 幹部会	
会員の資格の喪失	4	開催	10
退会	4	構成	10
除名	4	権能	10
抛出金品の不返還	5	第8章 専門委員会	
第4章 総会		委員会	10
種別	5	第9章 資産及び会計	
構成	5	資産の構成	11
権能	5	資産の区分	11
開催	5	会計の原則	11
招集	5	会計の区分	11
議長	6	事業計画及び予算	11
定足数	6	暫定予算	11
議決	6	予備費の設定及び使用	11
表決権等	6	予算の追加及び更生	11
議事録	6	事業報告及び決算	12
第5章 役員及び職員		事業年度	12
種別及び定数	7	臨機の措置	12
選任等	7	第10章 定款の変更、解散及び合併	
職務	7	定款の変更	12
任期等	7	解散	12
欠員補充	8	残余財産の帰属	12
解任	8	第11章 公示の方法	
報酬等	8	公示の方法	13
職員	8	第12章 雑測	
		細則	13
		附則	13

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人岡山県セーリング連盟(以下、「本連盟」という。)と称する。

(事務所)

第2条 本連盟は、主たる事務所を岡山県瀬戸内市に置く。

(加盟団体)

第3条 本連盟は、公益財団法人日本セーリング連盟に加盟し、公益財団法人岡山県スポーツ協会の構成団体となる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 本連盟は、岡山県内のセーリング競技のチーム、競技者及び愛好者に対して、競技活動の支援、技術の普及に関する事業、競技会開催等を行い、岡山県内におけるセーリング競技の定着と振興に寄与するとともに、県内の青少年の健全育成とセーリング愛好者の豊かな人生づくりに貢献する。

(特定非営利活動の種類)

第5条 本連盟は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (2) 子どもの健全育成を図る活動

(事業)

第6条 本連盟は、第4条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 各種セーリング競技会、講習会、遠航海、その他セーリングスポーツ普及のための行事の主催、共催及び後援
 - ② セーリング指導者の育成
 - ③ セーリング競技普及のための各種施設の充実、宣伝機関紙の発行等
 - ④ 岡山県内の青少年へのセーリング競技の普及と指導
 - ⑤ 岡山県高校体育連盟との協同事業
- (2) その他の事業
 - ① 用品販売
 - ② 指導者派遣
 - ③ 管理受託業務

2. 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その利益は同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会 員

(種別)

第7条 本連盟の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員は、本連盟の趣旨に賛同して入会した個人とする。
- (2) 団体会員は、本連盟の趣旨に賛同して入会した非営利団体、営利団体とする。
- (3) 特別会員は、本連盟の運営に要職者として協力する者であり、理事会の承認を要する。

(入会)

第8条 本連盟に、正会員又は団体会員として入会しようとする者は、所定の入会申込書を提出し、理事会の承認を得なければならない。

2. 理事会は、前項の入会申込者に対して、正当な理由がない限り入会を認めなければならない。
3. 理事会は、第1項の入会申込者の入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって、申請者にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第9条 正会員および団体会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を、本連盟に納入しなければならない。

2. 特別会員は、本連盟への入会金及び会費納入は免除される。

(会員の資格の喪失)

第10条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡したか、又は所属する団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第11条 会員は、別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第12条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款、諸規程及び規則等に違反したとき。
- (2) 理事会および総会の議決に違反したとき。

- (3) 本連盟の目的趣旨に反する行為があったとき。
- (4) 本連盟の名誉を傷つけ、又は運営に支障を及ぼすと認められたとき。

(抛出金品の不返還)

第13条 第10条、第11条及び第12条の規定により、資格喪失、退会又は除名された者は、本連盟の資産について、いかなる請求権も有しない。

第4章 総 会

(種別)

第14条 本連盟の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(構成)

第15条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第16条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び活動決算
- (5) 事業計画及び活動予算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第55条において同じ)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (8) 事務局の組織及び運営
- (9) その他運営に関する重要事項

(開催)

第17条 通常総会は、毎年1回開催する。

2. 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (3) 正会員総数の5分の1以上から、会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (4) 第26条第7項第4号の規定により、監事から招集があったとき。
- (5) 第26条第7項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第18条 総会は、前条第2項第4号の場合を除き、理事長が招集する。

2. 理事長は、前条第2項第2号、第3号及び第5号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に臨時総会を招集しなければならない。
3. 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第19条 総会の議長は、理事長がこれに当たる。理事長に支障ある場合、副理事長がこれに当たる。

(定足数)

第20条 総会は、正会員数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第21条 総会における議決事項は、第18条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項及び議長が審議を要請する事項とする。

2. 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第22条 正会員の表決権は、平等なるものとする。

2. やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
3. 前項の規定により表決した正会員は、前2条、次条第1項及び第56条の適用については、総会に出席したものとみなす。
4. 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第23条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数

(書面表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。)

- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名、押印しなければならない。

第5章 役員及び職員

(種別及び定数)

第24条 本連盟の役員として、理事及び監事を置く。

- (1) 理事 10名以上 17名以内
 - (2) 監事 1名以上 2名以内
2. 理事のうち1名を理事長とする。
 3. 理事のうち1名以上3名以内を副理事長とする。
 4. 理事会の承認のもと、会長、名誉会長をおくことができる。

(選任等)

第25条 理事及び監事は、総会において選任する。

2. 理事長は、理事の互選とする。
3. 理事長は、理事の中から、副理事長を指名し任免する。
4. 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が一人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
5. 監事は、本連盟の理事又は職員を兼ねることができない。

(職務)

第26条 会長は、本連盟の基本理念の指導にあたる。

2. 理事長は、本連盟を代表し、その業務を総理する。
3. 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
4. 理事長は、理事会の議決に基づき本連盟の業務を掌理する。
5. 副理事長は、理事長を補佐して、理事会の議決に基づき日常の業務を分担処理する。
6. 理事は、理事会を構成し、本定款の定め及び理事会の議決に基づき、業務を執行する。
7. 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) 本連盟の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、本連盟の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又は本連盟の財産の状況について、理事に意見を述べ、理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第27条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合の役員の任期は、その任期の末日後、最初に開催される総会が終結するまでとする。
3. 第1項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後2事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とする。
4. 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者の任期の残存期間とする。
5. 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

策28条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第29条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第30条 理事は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2. 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
3. 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て理事長が別に定める。

(職員)

第31条 本連盟に、事務局長その他の職員を置く。

2. 職員は、理事長が任免する。

第6章 理事会

(構成)

第32条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第33条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 事業計画及び活動予算の変更
- (4) 予算を伴う事業の執行に関する事項

- (5) 本連盟運営の規則及び細則に関すること
- (6) 入会金及び会費の額
- (7) 専門委員会への諮問及びその答申に関する審議
- (8) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第34条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の2以上から、会議の目的である事項を記載した書面をもって、招集の請求があったとき。
- (3) 第26条第7項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第35条 理事会は、理事長が招集する。

2. 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
3. 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも3日前までに通知しなければならない。

(議長)

第36条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。理事長に支障ある場合、副理事長がこれに当たる。

(定足数)

第37条 理事会は、理事総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第38条 理事会における議決事項は、第35条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2. 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第39条 理事の表決権は、平等なるものとする。

2. やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。
3. 前項の規定により表決した理事は、前2条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
4. 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第40条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名
(書面表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その旨を付記すること)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 幹部会

(開催)

第41条 本連盟は、必要に応じて幹部会を開催することができる。

2. 幹部会は、理事長が招集する。理事長に支障ある場合、副理事長が招集する。

(構成)

第42条 幹部会は、次の者をもって構成する。

- (1) 理事長、副理事長
- (2) 理事長の指名する者

(権能)

第43条 幹部会は、次の事項を審議し、理事会又は総会に諮るものとする。

- (1) 本連盟の運営の基本方針にかかわる事項
- (2) 行政との関係にかかわる事項
- (3) 本連盟の人事にかかわる事項
- (4) その他、本連盟の運営に重要な影響をもつ事項

第8章 専門委員会

(委員会)

第44条 この法人の事業の円滑な運営を図るため、理事会の決議により、専門委員会を設置することができる。

2. 専門委員会の委員は、理事会において選任する。
3. 専門委員会の任務、構成及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める委員会規則によるものとする。

第9章 資産及び会計

(資産の構成)

第45条 本連盟の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産
- (2) 補助金及び還付金
- (3) 入会金及び会費
- (4) 寄付金品
- (5) 財産から生じる収益
- (6) 事業に伴う収益
- (7) その他の収益

(資産の区分)

第46条 本連盟の資産は、これを分けて 特定非営利活動に係る事業に関する資産及び収益事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第47条 本連盟の資産は理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

(会計の原則)

第48条 本連盟の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従っておこなうものとする。

(会計の区分)

第49条 本連盟の会計は、これを分けて 特定非営利活動に係る事業に関する会計及び収益事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第50条 本連盟の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事会の議決を経て、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第51条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2. 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第52条 予算超過又は予算外の費用に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2. 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第53条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は

更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第54条 本連盟の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が事務局に作成させ、監事による監査と会長および副会長への報告の後、理事会の承認を経て、総会の議決をもって決する。

2. 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰越すものとする。

(事業年度)

第55条 本連盟の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第56条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第10章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第57条 本連盟が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経て、かつ法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第58条 本連盟は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠乏
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による認証の取り消し

2. 前項第1号の事由により本連盟が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承認を得なければならない。

3. 第1項第2号の事由により解散するときには、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第59条 本連盟が解散(合併又は破産手続開始の決定による場合を除く。)したときの残余財産の帰属は、法第11条第3項の規定に従い、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経て選定する。

(合併)

第60条 本連盟が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第11章 公告の方法

第61条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第12章 雑 則

(細則)

第62条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決をもって定める。

付則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

会 長	福武 總一郎	理 事	入澤 賢治
副会長	岡 正志	理 事	山崎 昌樹
副会長	竹内 宣昭	理 事	林 恭生
副会長	徳田 修吾	理 事	近藤 隆志
理事長	馬場 正彦	理 事	渡辺 宝
副理事長	谷 貢	理 事	大森 新一
理 事	西原 敏文	理 事	加藤 圭二
理 事	白神 恒男	理 事	別府 誠
理 事	佐藤 純一	監 事	井上 征三
理 事	高坂 和男	監 事	芳賀 洋二

3. この法人の設立当初の役員の任期は、第27条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成16年3月31日までとする。
4. この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第46条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
5. この法人の設立当初の事業年度は、第51条の規定にかかわらず、成立の日から平成16年3月31日までとする。
6. この法人の設立当初の入会金及び会費は、第9条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員	入会金	なし	年会費	一般・大学生	7,000円
				高校生	3,500円

	ジュニア	2,000 円
(2) 団体会員	入会金	なし
	年会費	一般 25,000 円
		大学 20,000 円
		ジュニア 15,000 円

電子化に関する付則

(目的)

第1条 この付則は、会員が本連盟に対して行う届出、議決権行使などの意思表示の文書の提出、本連盟が行う会員への公示などを電子化する方法を定め、運営を効率化することに資するためのものである。

(範囲)

第2条 前条の届出、議決権行使などの範囲を例示すると、概ね次のとおりとなる。

- (1) 入会申込書
- (2) 退会届
- (3) 総会招集の請求
- (4) 総会招集の通知
- (5) 総会の書面表決ならびに委任状
- (6) 理事会招集の請求
- (7) 理事会招集の通知
- (8) 理事会の書面表決ならびに委任状
- (9) 会費の支払方法の変更、会員区分の変更、住所、氏名(法人にあつては名称)、法人の代表者氏名などの変更の届け出
- (10) その他会員の資格の得喪など、会員にかかる会務に必要となる届出

(提出文書の電子化)

第3条 会員は、前条に例示する文書について、書面に代えて、電子メールなどの電子的な方法により、本連盟に対して提出することができる。また、文書の提出先の電子メールアドレスなど、文書の電子化の具体的方法は、事務局長が定める。

(文書の提出)

第4条 前項によって行われた文書の提出は、事務局がそれを受領し、正当なものと認め受理した時点で、行われたものとする。

(電子化文書の受理)

第5条 事務局は、前条に定める文書を受理したときは、速やかに、当該受理にかかる確認通知を返信するものとする。また、会員は、文書提出後相当の期間を経ても確認通知が届かない場合は、遅滞なく、その旨を事務局に連絡しなければならない。

(電子化文書の確認)

第6条 会員は、前項に定める確認通知の内容に嫌疑があるときは、遅滞なく、その旨を事務局に連絡しなければならない。かかる連絡がない場合は、当該通知にかかる意思表示には誤りがないものと推定する。

(保存文書の電子化)

第7条 本連盟は、本付則第2条に定める文書を、電磁的記録により調製することができる。ただし法令に別段の規定がある場合は、その定めに従う。

- (1) 電磁的記録の様式、記録の管理などの具体的方法は、事務局長が定める。
- (2) 本連盟は、本条により電子化した記録の改ざん、消失、漏えいを防ぐため、所要の措置を講じるものとする。

(公示の電子化)

第8条 本連盟は、会員に対する通知の伝達を、電子的に行うことができる。この方法を例示すると、概ね次のとおりとなる。

- (1) 本連盟のインターネット・ウェブページにて公開すること。
- (2) 会員のために設置したメーリングリストにより、あらかじめ会員が届け出た電子メールアドレスに電子メールを配信すること。
2. 前項の伝達に必要なウェブページへのポインタ、電子メールアドレスなどは、事務局長が定め会員に周知する。
3. 第1項に定める伝達の効力は、その方法により、次の各号の時期に成立する。
 - (1) ウェブページで行われた場合 その公開のとき
 - (2) 電子メールで行われた場合 その発信のとき

(会員の義務)

第9条 会員は、本付則に定める各種の届出、伝達などを円滑に行うため、次の各号に定める事項を遵守するものとする。

- (1) 本連盟からの伝達を確実に受けることのできる電子メールアドレスを、事務局に届け出ること。
- (2) 前号のメールアドレスが正常に機能するように保つこと。
- (3) 第1号のメールアドレスが変更になった場合は、遅滞なく、事務局に届け出ること。
- (4) その他、本連盟からの要請に協力すること。

(伝達の適法性)

第10条 会員が前項の義務を怠ったために伝達が不達となった場合でも、当該伝達は適法に行われたものとみなす。

以上

平成23年9月15日総会において、第24条及び第27条の一部を改訂

平成25年6月30日総会において、特定非営利活動促進法の改正に伴い一部を改訂

平成29年5月21日総会において、第27条の一部を改訂・第60条法改正に伴い改訂

令和3年5月23日総会において、第4条、第17条、第25条及び第26条の一部を改訂するとともに、第8章及び第44条を追加し、以降の章及び条の番号を繰り下げる。